

令和元年度小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会 報告書

教科・領域	総合的な学習の時間		愛知県教育委員会
月日・曜	小・中：6月18日（火）	会場名	国立オリンピック記念青少年総合センター
文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 渋谷 一典			
1 休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）について （平成31年3月29日付30文科初第1852号）			
◎ 本通知は、表題の学習活動を行う場合の留意点を示したものである。			
(1) 基本的な考え方			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による<u>個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実</u>を図ることが必要 ・ 長期休業日や土日等の休業日等に学校の外部において「総合的な学習の時間」を行う際、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程を踏まえて、<u>その位置付けを年間指導計画などに明確にする場合に、各学校の判断により、総合的な学習の時間の年間授業時数の1/4（約70時間のうち18時間）まで、教師の立ち合いや引率を伴わずに学習活動を展開する際の留意事項を示すもの</u> 			
(2) 想定される学習活動			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育施設の活用 ・ 各種団体を含む地域等との連携 ・ 地域の教育資源の活用 			
(3) 探究の過程を踏まえて作成する指導計画等への記載事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習活動について（活動先や活動時期の予定、事前及び事後指導等） ・ 学習活動の授業時数、授業日数 ・ 児童生徒の安全管理（学校との緊急時の連絡体制） ・ 児童生徒の取組状況の把握（様子や感想など学校が把握したい事項等） 			
(4) 家庭や地域との連携			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会等の枠組みを利用し、あらかじめ保護者や地域関係者の理解を得るよう努める ・ <u>地域学校協働活動推進員等</u>の枠組みを利用し、活動先のリストアップや活動先との連絡調整など協力を依頼するなどの工夫を図るよう留意 			
(5) 安全管理の確保			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動先と活動実施日や参加する児童生徒に関する情報、活動内容、緊急時の連絡先等の共有 ・ 指導計画等に基づいた活動により負傷等の災害が発生した場合、<u>（独）日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付の対象となりうるものとして取り扱う</u> ・ 児童生徒が活動先の財物等に損害を与えた場合等の物損事故等への備えは、<u>民間の保険への加入など各学校・教育委員会において必要に応じて対応</u> 			
(6) その他			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期は、2020年度からの実施を基本（通知に対する準備が整っている学校については、2019年度中の実施も可能） 			
2 小（中）学校総合的な学習の時間における評価を行うに当たって			
(1) 基本的な考え方			
<u>中教審初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月）※ 以下、「報告」</u>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「よりよい学校教育がよりよい社会をつくる」という理念の共有 ・ 学校と社会との連携・協働を求める「社会に開かれた教育課程」の実現 ・ 変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに必要な資質・能力を整理 ・ 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開 			
<u>初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月）※ 以下、「通知」</u>			

- ・ 評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定める。

(2) 今回改訂における評価の観点の考え方

今回の学習指導要領改訂では、各教科等の目標や内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理しているが、このことは総合的な学習の時間においても同様である。それは、小学校学習指導要領第5章第2の3の(6)においては、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力について、

ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力・人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

に配慮するとされたことから明らかである。

総合的な学習の時間においては、学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みが維持されているが、資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するためにも、評価の観点についてこれらの資質・能力に関わる「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点到整理し示したところである。

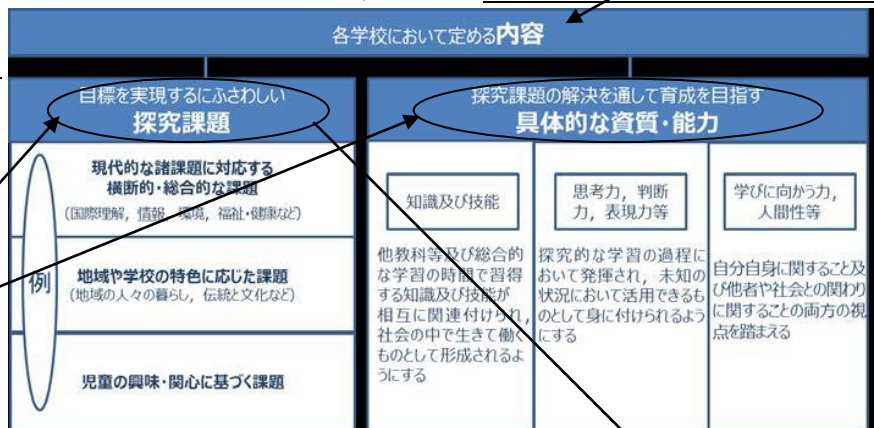
(3) 小(中)学校総合的な学習の時間における「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の手順

① 総合的な学習の時間における内容のまとめり

学習指導要領には、各教科等のようにどの学年で何を指導するのかという内容を明示していない。したがって、各学校には学習指導要領が定める目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定めることが求められている。

これは、各学校が、学習指導要領が定める目標の趣旨を踏まえて、地域や学校、児童(生徒)の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているからである。

今回の改訂において、総合的な学習の時間については、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めることが示された。



(ア) 目標を実現するにふさわしい探究課題(例)

目標を実現するにふさわしい探究課題とは、目標の実現に向けて学校として設定した、児童が探究的な学習に取り組む課題であり、従来「学習対象」として説明されてきたものに相当する。つまり、探究課題とは、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したものであり、児童が「何について学ぶのか」を表したものである。

三つの課題	探究課題の例
横断的・総合的な課題	地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観(国際理解)
現代的な課題	複雑化の進展とそれに伴う日常生活や社会の変化(情報) 身近な自然環境とそこに起きている環境問題(環境) 身の回りの高齢者とそれに支えられている仕組みや人々(福祉) 毎日の健康な生活とストレスのある社会(健康) 自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題(資源エネルギー) 安心・安全な町づくりへの地域の取組と支援する人々(安全) 表をめぐる問題とそれに関わる地域の農業や生産者(食) 科学技術の進歩と自分たちの暮らしの変化(科学技術)
地域や学校の特色に応じた課題	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織(町づくり) 地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々(伝統文化) 商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会(地域経済) 防災のための安全な町づくりとその取組(防災)
児童の興味・関心に基づく課題	実社会で働く人々の姿と自己の将来(キャリア) ものづくりの面白さや工夫と生活の発展(ものづくり) 生命現象の神秘や不思議さ、そのすばらしさ(生命)

(イ) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力

探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものであり、教師の適切な指導の下、児童（生徒）が各探究課題の解決に取り組む中で、各探究課題との関わりを通して、具体的に「どのようなことができるようになるか」を明らかにした資質・能力のことである。資質・能力の三つの柱に沿って明らかにしていくことが求められる。

② 小(中)学校総合的な学習の時間における「内容のまとめりごとの評価規準」作成の手順

【小(中)学校学習指導要領 第5章(第4章) 総合的な学習の時間「第1 目標」】

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

	(1)	(2)	(3)
目 標	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

(小学校学習指導要領 P. 175)

【改善等通知 別紙4 総合的な学習の時間の記録(1) 評価の観点及びその趣旨<小(中)学校 総合的な学習の時間>】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

(フ) 各教科において定めた目標(第2の①)の評価の観点及びその趣旨を確認する

【A小学校において定めた総合的な学習の時間の目標(例)】

探究的な見方・考え方を働かせ、地域の人、もの、ことに関わる総合的な学習を通して、目的や根拠を明らかにしながら課題を解決し、自己の生き方を考えることができるようにするために、以下の資質・能力を育成する。

A 小学校 において 定めた 目標	(1)	(2)	(3)
	地域の人、もの、ことに関わる探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付けるとともに、地域の特徴やよさが分かり、それらが人々の努力や工夫によって支えられていることを理解する。	地域の人、もの、ことの中から問いを見だし、その解決に向けて見通しをもって調べ、集めた情報を整理分析し、根拠を明らかにしてまとめ・表現する力を身に付ける。	地域の人、もの、ことについての探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、持続可能な社会を実現するための行動の仕方を考え、自ら社会に参画しようとする態度を養う。

(学習指導要領解説総合的な学習の時間編 P. 71 を参考に例示)

※ 各学校においては、以下に留意して、各学校における総合的な学習の時間の目標を定める。

- ・ 「第1の目標」を踏まえる。〔第2の1〕
- ・ 教育目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を示す〔第2の3(1)〕
- ・ 他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視する〔第2の3(2)〕
- ・ 日常生活や社会との関わりを重視する〔第2の3(3)〕

【A小学校において定めた総合的な学習の時間評価の観点の趣旨】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	地域の人、もの、ことにかかわる探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付けるとともに、地域の特徴やよさが分かり、それらが人々の努力や工夫によって支えられていることを理解している。	地域の人、もの、ことの中から問いを見だし、その解決に向けて見通しをもって調べ、集めた情報を整理、分析し、根拠を明らかにしてまとめ・表現する力を身に付けている。	地域の人、もの、ことについての探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、持続可能な社会を実現するための行動の仕方を考え、自ら社会に参画しようとしている。

(イ) 各学校において定めた内容の記述（探究課題ごとに作成した「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」）が、観点ごとにどのように整理されているのかを確認する

A小学校4学年の内容（例）

各学校において定める内容			
目標を実現するにふさわしい探究課題	探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力		
	(1)	(2)	(3)
地域の自然環境と環境問題に向き合う人々	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然環境やその自然環境を守ろうとしている人々の工夫や努力について理解する。 ・ 生物はその周辺の環境と関わって生きていることを理解する。 ・ 地域の自然や環境を保全するためのアイデアや具体的な取組があることが分かる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然環境について、地域への関わりを通して感じた関心をもとに課題をつくり、解決の見通しをもつことができる。 ・ 手段を選択して情報を収集することができる。 ・ 課題解決に向けて、観点到合わせて情報を整理し考えることができる。 ・ 相手や目的に応じて、分かりやすく表現することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題解決に向け、自分のよさに気づき、探究活動に進んで取り組もうとする。 ・ 自分と違う意見や考えのよさを生かしながら協働して学び合おうとする。 ・ 地域との関わりの中で自分でできることを見付けようとする。

※ 総合的な学習の時間における内容は、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」として、以下に示す第2の3（6）の事項に配慮して各学校が設定した資質・能力が示される。これらを踏まえて内容のまとめりごとの評価規準を作成することになる。

(ウ) 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する
11月以降に報告あり